

令和5年第14回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年9月1日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--------------------|--------|
| 議案第73号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第74号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.3 |
| 議案第75号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.7 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|--------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.9 |
|----------------|--------|

議案第73号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,007 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 111 人 |
| | 市外転出者 | 896 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年9月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年8月1日から令和5年8月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和5年4月1日から令和5年4月30日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	45	66	111
転出	496	400	896
合計	541	466	1,007

議案第74号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 3,179 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年9月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和５年９月１日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別 区分		男	女	計
令和５年６月１日現在（＊） 選挙人名簿登録者数（a）		83,370	97,034	180,404
上記の登録に係る 補正登録者数（b）		0	0	0
（＊）以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数（c）		0	0	0
（＊）以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数（d）		0	0	0
（＊）以後の 抹消者数 （e）	（ア） 死亡	▲ 250	▲ 253	▲ 503
	（イ） 転出	▲ 1,355	▲ 1,195	▲ 2,550
	（ウ） 在外移転	▲ 1	0	▲ 1
	計 （ア）+（イ）+（ウ）	▲ 1,606	▲ 1,448	▲ 3,054
（＊）以後の移替えによる 増加数（指定都市の区）（f）		505	558	1,063
（＊）以後の移替えによる 減少数（指定都市の区）（g）		▲ 444	▲ 522	▲ 966
今回（令和５年９月１日） 追加登録者数（h）		1,602	1,577	3,179
今回定時登録日現在における 名簿登録者数（i） （a+b+c+d+f）-（e+g）+（h）		83,427	97,199	180,626
備 考 （（a）との増減）		57	165	222

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R4.9.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R5.9.1	順位	R4.9.1	順位			
1	西新第一	6,215	9	6,202	9	13	19	100.21%
2	西新第二	8,887	1	8,926	1	▲ 39	31	99.56%
3	高取第一	7,381	3	7,214	3	167	1	102.31%
4	高取第二	7,024	4	6,944	4	80	7	101.15%
5	百道浜	6,045	11	6,147	10	▲ 102	38	98.34%
6	百道	6,819	6	6,732	6	87	6	101.29%
7	室見第一	5,486	13	5,432	13	54	10	100.99%
8	室見第二	4,429	21	4,375	21	54	10	101.23%
9	原第一	3,710	27	3,587	27	123	3	103.43%
10	原第二	5,286	14	5,206	14	80	7	101.54%
11	大原	3,771	26	3,812	26	▲ 41	33	98.92%
12	原団地	3,046	33	3,047	33	▲ 1	23	99.97%
13	原北	6,547	7	6,497	7	50	12	100.77%
14	室見団地	2,194	36	2,243	36	▲ 49	36	97.82%
15	小田部	5,208	15	5,173	15	35	14	100.68%
16	有住	3,991	24	3,984	24	7	21	100.18%
17	有田第一	4,998	17	4,892	17	106	4	102.17%
18	有田第二	4,666	19	4,537	20	129	2	102.84%
19	賀茂	5,831	12	5,765	12	66	9	101.14%
20	原西第一	5,030	16	5,077	16	▲ 47	35	99.07%
21	原西第二	4,376	22	4,278	22	98	5	102.29%
22	飯原第一	3,157	31	3,174	31	▲ 17	27	99.46%
23	飯原第二	2,606	35	2,613	35	▲ 7	24	99.73%
24	飯倉中央	4,767	18	4,779	18	▲ 12	26	99.75%
25	飯倉	3,969	25	3,943	25	26	16	100.66%
26	千隈	3,249	29	3,257	29	▲ 8	25	99.75%
27	星の原	3,490	28	3,532	28	▲ 42	34	98.81%
28	田隈	6,841	5	6,808	5	33	15	100.48%
29	田村	8,708	2	8,748	2	▲ 40	32	99.54%
30	野芥第一	4,102	23	4,098	23	4	22	100.10%
31	野芥第二	3,238	30	3,200	30	38	13	101.19%
32	野芥第三	2,861	34	2,843	34	18	17	100.63%
33	四箇田	6,080	10	6,072	11	8	20	100.13%
34	入部	6,420	8	6,402	8	18	17	100.28%
35	早良	3,054	32	3,107	32	▲ 53	37	98.29%
36	脇山	1,881	37	1,907	37	▲ 26	29	98.64%
37	内野	4,654	20	4,676	19	▲ 22	28	99.53%
38	石釜	609	38	635	38	▲ 26	29	95.91%
合計		180,626		179,864		762		100.42%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R5. 6. 1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R5. 9. 1	順位	R5. 6. 1	順位			
1	西新第一	6,215	9	6,237	9	▲ 22	32	99.65%
2	西新第二	8,887	1	8,951	1	▲ 64	38	99.28%
3	高取第一	7,381	3	7,312	3	69	3	100.94%
4	高取第二	7,024	4	6,912	4	112	1	101.62%
5	百 道 浜	6,045	11	6,077	11	▲ 32	35	99.47%
6	百 道	6,819	6	6,802	5	17	11	100.25%
7	室見第一	5,486	13	5,460	13	26	10	100.48%
8	室見第二	4,429	21	4,413	21	16	12	100.36%
9	原 第 一	3,710	27	3,612	27	98	2	102.71%
10	原 第 二	5,286	14	5,325	14	▲ 39	37	99.27%
11	大 原	3,771	26	3,798	26	▲ 27	34	99.29%
12	原 団 地	3,046	33	3,053	33	▲ 7	21	99.77%
13	原 北	6,547	7	6,535	7	12	14	100.18%
14	室見団地	2,194	36	2,206	36	▲ 12	25	99.46%
15	小 田 部	5,208	15	5,179	15	29	9	100.56%
16	有 住	3,991	24	4,014	24	▲ 23	33	99.43%
17	有田第一	4,998	17	4,964	17	34	6	100.68%
18	有田第二	4,666	19	4,616	20	50	4	101.08%
19	賀 茂	5,831	12	5,800	12	31	8	100.53%
20	原西第一	5,030	16	5,043	16	▲ 13	26	99.74%
21	原西第二	4,376	22	4,372	22	4	16	100.09%
22	飯原第一	3,157	31	3,164	31	▲ 7	21	99.78%
23	飯原第二	2,606	35	2,620	35	▲ 14	28	99.47%
24	飯倉中央	4,767	18	4,780	18	▲ 13	26	99.73%
25	飯 倉	3,969	25	3,937	25	32	7	100.81%
26	千 隈	3,249	29	3,255	29	▲ 6	20	99.82%
27	星 の 原	3,490	28	3,508	28	▲ 18	31	99.49%
28	田 隈	6,841	5	6,792	6	49	5	100.72%
29	田 村	8,708	2	8,745	2	▲ 37	36	99.58%
30	野芥第一	4,102	23	4,118	23	▲ 16	29	99.61%
31	野芥第二	3,238	30	3,234	30	4	16	100.12%
32	野芥第三	2,861	34	2,856	34	5	15	100.18%
33	四 箇 田	6,080	10	6,078	10	2	18	100.03%
34	入 部	6,420	8	6,404	8	16	12	100.25%
35	早 良	3,054	32	3,071	32	▲ 17	30	99.45%
36	脇 山	1,881	37	1,880	37	1	19	100.05%
37	内 野	4,654	20	4,663	19	▲ 9	23	99.81%
38	石 釜	609	38	618	38	▲ 9	23	98.54%
合計		180,626		180,404		222		100.12%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第75号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和5年9月1日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R5. 8. 18現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R5. 9. 1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	42	0	0	1	▲ 1	41
女	71	0	0	0	0	71
計	113	0	0	1	▲ 1	112

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第15回	定例	9月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第16回	定例	10月20日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第17回	定例	11月20日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第18回	定例	12月 1 日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室